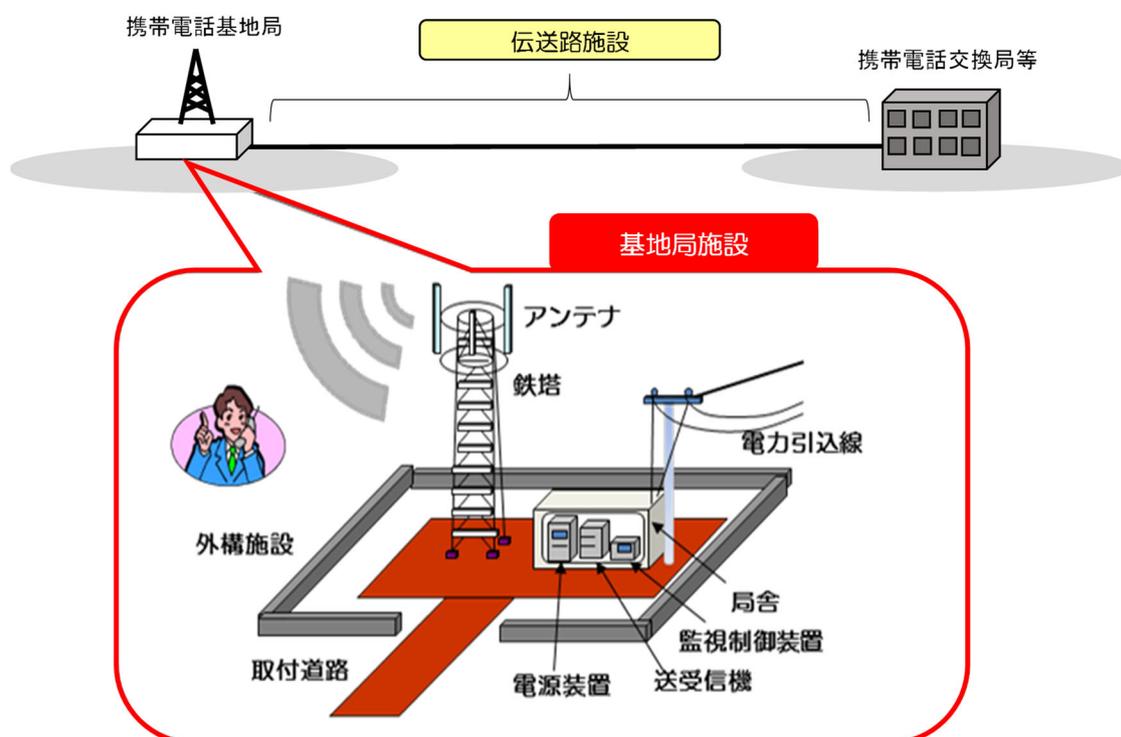


## 「携帯電話等エリア整備事業」の概要

この整備事業は、地理的に条件不利な地域において、地方公共団体が携帯電話の基地局施設等を整備する場合や、携帯電話事業者が基地局設備の高度化を行う場合などに、国がその整備費用の一部を補助する事業です。

- 1 事業主体：地方公共団体（基地局施設等）  
携帯電話事業者（高度化施設等）
- 2 対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）
- 3 補助対象：基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）、高度化施設（LTE以降の無線設備等）の設置費用、伝送路施設の運用費用（中継回線事業者の設備の10年分の使用料）
- 4 補助率：1/2（携帯電話事業者が複数社参画する場合 2/3）

### <「携帯電話等エリア整備事業」のイメージ図>



※今回の整備事業では、赤枠内の基地局施設が整備されるものです。